

令和6年2月1日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和6年能登半島地震におけるがれきの撤去等の作業での感染対策について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび大阪府より通知がありましたので情報提供いたします。

同事務連絡は、被災地での被災者支援や復旧・復興活動の本格化に当たり、がれきの撤去等の作業に従事する際に特に注意すべき感染症（破傷風、創傷関連皮膚・軟部組織感染症、レジオネラ症等）への対策等を改めて周知するものです。

啓発資料や事務連絡などは、下記の大阪府ホームページに掲載されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- ・ マスクの適切な着用を含む咳エチケット及び手指衛生、また体調不良時の活動の中断など、一般的な感染対策を励行すること。
- ・ 創傷を負う可能性がある作業に従事する場合は、事前に破傷風ワクチン（沈降破傷風トキソイド）の接種を検討すること。
- ・ 創傷に由来する破傷風等の感染を防ぐため、長袖・長ズボンの着用に加え、丈夫な手袋や底の厚い靴を着用するなど、肌を露出しないよう注意すること。
- ・ 土ほこりが目や口から入ることがないように、ゴーグル及びマスクを着用し、作業後には手洗いをを行うこと。
- ・ なお、特に粉じんを吸入するおそれのある作業については、防じんマスクを着用すること（取替式または使い捨て式防じんマスク区分2以上（DS2/RS2以上、N95マスク相当）の適切な装着が推奨される。）。

【参考・大阪府ホームページ】

（検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)